

令和4年第2回

常総衛生組合議会定例会会議録

令和4年10月6日

## 令和4年第2回常総衛生組合議会定例会議事日程

令和4年10月6日（木） 午前10時15分開会  
常総衛生組合大会議室

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 管理者報告
- 日程第5 認定第1号 令和3年度常総衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第3号 常総衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 常総衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 常総衛生組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第6号 令和4年度常総衛生組合一般会計補正予算（第1号）

出席議員（8名）

1番	石川寛司君	2番	後藤治男君
3番	首藤太亮君	4番	小林芳子君
5番	中村豊君	6番	広瀬光一君
7番	堤茂信君	8番	坂野茂実君

地方自治法第121条の規定により議案等説明のため出席を求めた者

管理者	小田川浩君
副管理者	神達岳志君
副管理者	松丸修久君
副管理者	木村敏文君
監査委員	成島辰夫君
会計管理者	石島昭夫君
事務局長 兼総務課長	梅本和成君
施設管理課長	大久保昭仁君
総務課主査 兼庶務係長	臺匡史君
施設管理課主査 兼第一施設係長	豊島一晃君
施設管理課主査 兼水質管理係長	片倉俊明君

開会宣言 午前10時15分

○議長（後藤治男君） これより本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回常総衛生組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による議案等説明のための出席者は、別紙により御配付のとおりでありますので、御報告申し上げます。

---

○議長（後藤治男君） これより議事に入ります。

日程第1，議席の指定についてであります。

会議規則第2条第2項の規定により，6番広瀬光一君と指定いたします。

---

○議長（後藤治男君） 日程第2，会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第36条の規定により，議長において指名いたします。

4番小林芳子君と5番中村 豊君の2名を指名いたします。

---

○議長（後藤治男君） 日程第3，会期の決定についてを議題といたします。

会期を本日1日といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

---

○議長（後藤治男君） 日程第4，管理者報告についてを議題といたします。

小田川管理者の報告を求めます。

○管理者（小田川 浩君） 本日は、大変忙しい中、令和4年第2回常総衛生組合議会定例会に、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本組合の運営につきましては、構成市のし尿及び浄化槽汚泥をトラブル無く、順調に

処理しているところでございます。

組合議員の皆様には、日頃より本組合運営に、御理解、御協力を頂いておりますことに、心より感謝申し上げます。

また、この度、新たに組合議員になられました、広瀬議員におかれましては、改めて、御尽力のほど、お願い申し上げます。

本組合におきましては、昭和 37 年に設立し、今年で設立 60 周年の節目の年を迎えております。

また、昨年度に策定いたしました「生活排水処理基本計画」及び「汚泥処理施設インフラ長寿命化計画」に基づき、新たなスタートを切った年でもあります。

今後におきましても、無駄を省き、施設の適正な管理運営を行うと共に、万全な収集体制を確保し、更なる利便性の向上と、環境衛生の保全に努めてまいります。

次に、本組合の処理状況でございますが、令和 3 年度の年間処理量は、3 万 1,864 kℓで、月平均で約 2,655 kℓを処理しております。

また、処理量は前年度と比較しまして、6.48%減少しており、主な減少要因としましては、農業集落排水の一部の処理場において、汚泥の肥料化を再開したことや、公共下水道の処理場へ搬入を開始したことにより、本処理場への搬入量が減少した状況がございます。

処理量の内訳としましては、生し尿が 10.2%、浄化槽汚泥が 89.8%の割合となっております。

処理施設の稼働につきましては、搬入量の減少や、50 kℓ/日施設の老朽化に伴い、100 kℓ/日施設 1 系列で運転しております。

現在、処理に支障がないことから、今後も同様に、適切な管理運営を行ってまいります。

本定例会に提出いたしました議案につきましては、令和 3 年度一般会計歳入歳出決算の認定案件、条例の一部改正案件 2 件、公平委員の同意案件、それと、令和 4 年度一般会計補正予算の合せて 5 案件でございます。

詳細につきましては、のちほど説明いたしますので、なにとぞ、御審議いただき、御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、管理者報告といたします。

---

○議長（後藤治男君） 日程第5，認定第1号 令和3年度常総衛生組合歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 認定第1号。令和3年度常総衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により，令和3年度常総衛生組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて，組合議会の認定を求める。

詳細につきましては，事務局より説明をいたします。

○事務局長（梅本和成君） 令和3年度常総衛生組合歳入歳出決算書について，御説明いたします。着席して，説明させていただきます。

それでは，決算書の2ページをお開きください。歳入になります。

予算現額3億3,441万3,000円。調定額3億3,417万2,769円。収入済額は，調定額と同額になります。収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較マイナス24万231円。

主なマイナスの要因としましては，2款使用料及び手数料，1目手数料マイナス22万8,923円で，農業集落排水の汚泥の一部が肥料化を再開したことや，公共下水道への搬入により，当組合に入らなくなったことから，収入が予算額よりもマイナスとなりました。

次に，3ページの歳出になります。一番下の歳出合計の欄でございますが，予算現額3億3,441万3,000円。支出済額が，2億8,902万5,710円になります。

前年度と比較しまして，金額で約1,350万円の増，率で4.99%増となります。

このうち，金額が大きく変わった所につきましては，2款総務費，1目総務管理費，1億1,292万4,156円で，職員を2名採用したことや，構成市からの派遣職員が1名から2名になったこと，また，新たに給与システムを導入したことで，約1,450万円増額となっております。それ以外の支出は，例年とほぼ同様の額となります。

歳入歳出差引残額が，4,514万7,059円。同額が翌年度繰越額となります。

それでは，詳細につきましては，事項別明細書により御説明いたします。

6 ページをお開きください。歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金, 1 節の普通分担金, 7 ページになります。収入済額 2 億 5,931 万 3,000 円。前年度比で, 1.61%の減となります。

内訳としましては, 常総市が分担金総額に対し, 39.29%で, 1 億 188 万 4,078 円。守谷市が, 5.05%で, 1,309 万 5,306 円。坂東市が, 34.79%で, 9,021 万 4,993 円。つくばみらい市が 20.87%で, 5,411 万 8,623 円で, 各市の分担金は, 令和元年度の処理量実績により決定しております。

次に, 2 款使用料及び手数料, 1 節手数料で, 収入済額 1,147 万 1,077 円。前年度比で, 6.75%の減となります。

各業者より, し尿等を投入した量 100 当たり 3.6 円の手数料を徴収したものでございます。

次に, 3 款財産収入, 1 節の物品売払収入。収入はございませんでした。

次に, 4 款繰越金, 1 節の繰越金。収入済額 6,332 万 2,680 円で, これは, 前年度繰越金でございます。

次に, 5 款諸収入, 1 節の雑入。収入済額 6 万 6,012 円。内訳としましては, 自動販売機設置料, 自動検針装置設置料などになります。

歳入は, 以上となります。

次に, 歳出を御説明いたします。8 ページをお開きください。

歳出の主なものを説明させていただきます。

1 款議会費, 議会費は支払済額 43 万 3,896 円で, 定例会を 2 回開催し, 議員 8 名分の報酬, 費用弁償となります。

次に, 2 款総務費, 1 目の一般管理費のうち, 1 節報酬の備考欄にあります会計年度任用職員報酬は, 収集運搬業者の受付業務を行う 3 名分の報酬となります。

2 節給与, 3 節職員手当等, 4 節共済費は, 職員 12 名分の人件費でございます。

次に, 11 ページをお開きください。

下の方になります。18 節負担金, 補助及び交付金のうち, 備考欄の職員派遣負担金 2,017 万 9,965 円は, 関係市から事務局長, 施設管理課長の 2 名の人件費の負担金になります。

その下になります。2目公平委員会費は、会議を1回開催した報酬と、各連合会への負担金の支出となります。

次に、12ページをお開きください。2項監査委員費。監査委員費は、年に4回の監査を行っていただき、監査委員2名分の報酬と費用弁償になります。

その下になります。3款衛生費、1目施設管理費、12節委託料で、備考欄の一番下になります。生活排水処理基本計画及び廃棄物処理施設インフラ長寿命化計画策定業務委託料929万5,000円は、コンサルに委託し2つの計画を策定しました。

次に、14節の工事請負費は、3年に1度行う精密機能検査に基づき、予定された工事を行うとともに、新たに分かった雨漏りや漏水個所を修繕したものでございます。

次に、14ページをお開きください。2目し尿処理費、10節需用費で、消耗品費994万9,563円は、ほとんどが汚泥処理に使用する薬品等の購入費で、前年度とほぼ同額となっております。

燃料費1,948万4,080円は、A重油で、こちらは前年度と比べ500万円程度高くなりました。

光熱費3,774万1,608円は、電気料でございます。こちら前年度と比べ400万円程度高くなりました。

修繕料5,792万3,250円は、精密機能検査に基づき、必要な19か所の修繕を行いました。

工業用水料933万4,875円の使用料は、前年同額になります。

次に、12節委託料では、毎年実施しています検査や焼却灰処分委託料になります。

次に、3目車両管理費は、業務に使用しております普通車、ダンプ、フォークリフト等の燃料代・車検・修理などになります。

以上が、歳出の主なものになります。

御審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（後藤治男君） 本案について、監査委員から監査結果についての報告を求めます。成島監査委員お願いします。

○監査委員（成島辰夫君） 意見書。令和3年度常総衛生組合歳入歳出決算。

上記決算別冊のとおり、地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から提出

があったので審査したところ、収支ともに正確で規定に適合し、その計算は帳簿及び証憑書類に合致し、正当であると認めます。

令和4年7月25日 監査委員 成島辰夫, 監査委員 坂野茂実

意見書を付して、監査の報告といたします。

○議長（後藤治男君） 質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ございませんか。堤議員。

○7番（堤 茂信君） 各種契約で支出していると思うんですけども、契約はすべて入札で契約先が決まっているんでしょうか。随契も入っているんでしょうか。

○議長（後藤治男君） 局長。

○事務局長（梅本和成君） 契約に関する入札等の状況でございますが、例えば屋根の防水工事とかそういったものは入札で行っているんですけども、処理施設の中に約100以上のいろいろな種類のポンプがありまして、また、汚泥を破碎する物や専門業者でないと修理・修繕ができなということもございまして、そういった物になりますと1社単独の見積り、若しくは、この施設を作ったのが、主に汚水処理がクボタで、汚泥の乾燥焼却が大川原という業者が作っておりまして、概ねそのような業者1社若しくは2社の見積り合わせで発注している状況でございます。

○議長（後藤治男君） 堤議員。

○7番（堤 茂信君） 選定先が限られているところ以外は入札をしているということですね。

○議長（後藤治男君） 局長。

○事務局長（梅本和成君） その通りでございます。

○7番（堤 茂信君） あと1つだけよろしいですか。これはたぶん予算認定の時にお話をすることだと思うんですけども、予備費の割合が当初予算に対して10%以上という感じになっていて、予備費は基本的には議会の認定なく使えるお金、予算だと理解しているんですけども、ちょっとこの辺の割合については予算認定の時に少し精査をしていただいた方が良いのではないかと思い、意見させていただきました。

○議長（後藤治男君） 局長。

○事務局長（梅本和成君） はい、御指摘のとおり、前年度繰越金が6,000万円程度あ

りましてので、それをそのまま歳出の予備費に歳出の補正をさせていただきます、これまでよりもちょっと大きいとは私も認識しております、今後に向けまして精査して参りたいと思います。

○議長（後藤治男君） 他に質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 質疑なしと認めます。本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（後藤治男君） 日程第6，議案第3号 常総衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第3号。常総衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由を申し上げます。本案は、月の中途において就任又は退任したときに月割りで支給している報酬を日割りとするため、これを提出するものです。

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

○事務局長（梅本和成君） 議案第3号について、改正の内容について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。第4条の第1項が支給方法の条文となります。

現行のアンダーラインの月の表記を日に変更するものでございます。実際の計算としましては、報酬は年額でございますので、年額を12で除して、該当する月を日割で行うもので、月の日数が30日の月であれば、30日分の何日という計算になります。

次に、現行の第2項でございますが、こちらは支給月についての表記になりますが、現行では、その月の初日に在職していれば、同月中に支給できますが、日割りになりますと、その月が終わらないと支給額が確定しないことから改正するものです。

なお、内容につきましては、関連します一部事務組合の条例にも、この条文がないこともありますので、第2項は削除とするものです。

説明は以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（後藤治男君） 質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（後藤治男君） 質疑なしと認めます。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（後藤治男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（後藤治男君） 日程第7，議案第4号 常総衛生組合議会議員の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第4号。常総衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由を申し上げます。本案は、月の中途において就任又は退任したときに月割りで支給している報酬を日割りとするため、これを提出いたします。

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

○事務局長（梅本和成君） 説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。第3条が支給開始に関する条文であります。アンダーラインの部分で月割の表記から日割の表記に改正するものでございます。

また、第4条につきましては、支給計算の方法でございまして、先ほどの特別職の職員の報酬と同様に、年額を12で除して、異動があった該当月を日割り計算で行うように改正するものであります。

説明は以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（後藤治男君） 質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ござい

ませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（後藤治男君） 質疑なしと認めます。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（後藤治男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（後藤治男君） 日程第8，議案第5号 常総衛生組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第5号 常総衛生組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

常総衛生組合公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

同意を求める者の氏名「神戸一夫」でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤治男君） 質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（後藤治男君） 質疑なしと認めます。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（後藤治男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

---

○議長（後藤治男君） 日程第9，議案第6号 令和4年度常総衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第6号 令和4年度常総衛生組合一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度常総衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,314万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,148万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

○事務局長（梅本和成君） 説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。先ほどは、令和3年度の決算を説明させて頂きましたが、令和3年度の金額が確定したことにより、令和4年度予算へ繰越金を繰り入れる補正でございます。

歳入になります。繰越金の補正前の額が3,200万円。前年度繰越金が4,514万7,000円です。その差額分1,314万7,000円を補正し、繰越金の合計が4,514万7,000円となります。

これにより、歳入合計が3億2,148万8,000円となります。

次に、歳出でございます。1款議会費の補正額3万5,000円は議員の交通費であります費用弁償で、例年ですと定例会2回でございますが、今年度は臨時会2回を予定しており、計4回分の増額となります。

2款総務費の補正額マイナス710万円は、令和3年度末で、職員が1人退職いたしましたので、その分の給料及び手当等を減額するものでございます。

次に、3款衛生費の補正額2,021万2,000円につきましては、5ページになりますが、一番下の説明欄になります。

燃料費はA重油で、148万3,000円。また、光熱費は電気料で、1,872万9,000円を増額するもので、いずれも単価等の高騰により不足が見込まれることから増額するものです。

なお、補正額の算定については、A重油は当初予算の積算では10当たり84円に対

し、10当たり90円で算定しております。電気料につきましては、今年の3月の使用分、つまり4月分の請求額が約450万円で、例年より約150万円高く、その後の請求額は400万円前後の請求となっておりますので、その支払いに対応できるような金額を補正するものでございます。

説明については、以上となります。御審議の程よろしく申し上げます。

○議長（後藤治男君） 質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 質疑なしと認めます。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（後藤治男君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

令和4年第2回常総衛生組合議会定例会を閉会します。

閉会宣言 午前10時46分

会議規則第36条の規定により署名する。

議 長 後藤 治男

4 番議員 小林 芳子

5 番議員 中村 豊